

平成26年海津市議会第4回定例会

◎議事日程(第3号)

平成26年12月19日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第73号 平成26年度海津市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第3 議案第74号 平成26年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第75号 平成26年度海津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第76号 平成26年度海津市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第77号 平成26年度海津市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第78号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第79号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第80号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第81号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第82号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第83号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第84号 海津市留守家庭児童教室条例の全部改正について
- 日程第14 議席の変更について

◎出席議員(15名)

1番	飯田洋君	2番	藤田敏彦君
3番	川瀬厚美君	4番	浅井まゆみ君
5番	橋本武夫君	6番	松田芳明君
7番	六鹿正規君	8番	堀田みつ子君
9番	赤尾俊春君	10番	森昇君
11番	松岡光義君	12番	服部寿君
13番	伊藤誠君	14番	永田武秀君
15番	水谷武博君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	後 藤 昌 司 君
教 育 長	横 井 信 雄 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福 田 政 春 君
総務部次長 （施設担当）	岡 田 健 治 君	総務部次長兼 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	渡 邊 良 光 君
総 務 部 企画財政課長	白 木 法 久 君	市民環境部長	鈴 木 照 実 君
健康福祉部長	木 村 元 康 君	健康福祉部次長 （施設担当）兼 サンリバーはつらつ 事務 長	伊 藤 裕 康 君
産業経済部長	中 島 智 君	建設水道部長	丹 羽 功 君
危機管理局兼 危機管理監 監察室長	三 木 孝 典 君	教育委員会 事務局 長	服 部 尚 美 君
教育委員会 事務局次長 （施設担当）	菱 田 昭 君	会計管理者	馬 場 司 郎 君
監査委員事務局 併公平委員会 事務局書記長	徳 永 廣 徳 君	農 業 委 員 会 事務局 長	石 原 八 十 司 君
消 防 長	吉 田 一 幸 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 兼 議 事 調 査 係 長	古 川 和 典	議 会 事 務 局 議 会 総 務 係 長	水 谷 理 恵
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 議 事 調 査 係 主 任	高 橋 真 理		

◎開議宣告

○議長（水谷武博君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（水谷武博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において5番 橋本武夫君、6番 松田芳明君を指名いたします。

◎議案第73号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第4号）から議案第84号 海津市留守家庭児童教室条例の全部改正についてまで

○議長（水谷武博君） 次に日程第2、議案第73号から日程第13、議案第84号までの12議案を一括議題といたします。

さきに、各常任委員会に審査が付託されておりましたので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業建設委員長 飯田洋君。

○総務産業建設委員長（飯田 洋君） それでは、今期定例会で本委員会に付託された案件は、12月15日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

平成26年12月18日、海津市議会議長 水谷武博様、総務産業建設委員会委員長 飯田洋。委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、結果の順に申し上げます。

議案第73号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第74号 平成26年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第76号 平成26年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第77号 平成26年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第78号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第79号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第80号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案

第81号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第83号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

議案第73号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項について、議案第78号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第79号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第80号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については反対する意見があり、審査、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

なお、その他5案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。

また、主な質疑として、議案第73号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項の中で、財産管理費のEV用急速充電器設置工事の関係で詳しい内容についての質疑があり、現在、南濃庁舎にある電気自動車の充電器とは違い、一般の方が使用しているEV自動車が充電できる急速充電器の設置で、現在、走行距離が200キロメートルと少ない電気自動車でもお千代保稲荷等観光施設に来ていただけるように充電器を海津庁舎の西館の駐車場に設置するもので、国の補助金等をいただき、環境に優しい電気自動車の普及を目指している旨の説明がありました。

次に、情報政策費の番号制度中間サーバー・プラットフォーム負担金の関係で、現在、マイナンバー制度がどこまで進行しているかの質問があり、現在、個人情報の取りまとめを行いながら、しきい値調査をしながら準備し、情報の公表をしながらシステム開発をしていくという段階であり、国のほうが全国で西と東に2カ所のプラットフォームを設け、そこへ市町がアクセスできるよう設置しているところであり、それに対しての補助金がもらえる旨の説明がありました。

また、先ほどの説明の中で情報の公表をすと言われたが、何を公表するのかといつごろになるかの質問があり、マイナンバーを進めていく上で各自治体が持っている情報を明確にする中で、どういったものが個人情報に該当するかを把握しながら、みずからが周知し、公表していく。現在、国が示しています来年の10月に個人番号を付番し、再来年の1月に個人番号のカードを希望する方に配り、進めていく旨の説明がありました。

次に、農林振興費の6次産業化共同研究委託料の関係で、現在、どの程度6次産業化が進んでいるか詳しい内容についての質問があり、西美濃農業協同組合が海津市産の柿を利用して柿酢を商品化することが目的で、現在、生産過程の研究について中部大学に委託し、研究を進めている旨の説明がありました。

また、柿酢に使う柿はどのような柿を使うのか質問があり、出荷できないくずを有効利用する旨の説明がありました。

さらに、農家の高齢化等による耕作放棄の柿についてはどのように対応されるか質問があり、柿組合と調整し、将来的には担い手が育成できるよう法人化等も視野に入れ検討している旨の説明がありました。

さらに、今回の補正は32万5,000円ですが、研究をしていく上で今後幾らぐらいの予算が必要になるか質問があり、総額1年半ぐらいの研究費で405万円程度を考えている旨の説明がありました。

次に、農林振興費の機構集積協力金交付事業費補助金の関係で詳しい内容についての質問があり、ことしから農地の貸し借りについて新しい事業が始まり、これまではJAが農地の貸し借りを行っていたが、それぞれの都道府県に農地集積機構という団体をつくり、そこで農地の貸し借りを行うことになり、農地の貸し借りに御協力いただいた方へ協力金を支払うということで、現在、海津市内で集積に協力いただいた農地の合計は331ヘクタールで、補助金が1億1,140万1,000円になっている旨の説明がありました。

また、331ヘクタールの単価と土地の所有者と担い手の割合について質問があり、詳細は確定していないが、10アール当たり2万8,000円で、今後、地域の方に説明をするが、割合は所有者2分の1、担い手2分の1を考えている旨の説明がありました。

次に、農林振興費の競争力強化生産総合対策条件整備事業費補助金の関係で詳しい内容についての質問があり、国の施策による水田農業の高度化が目的で、JAにしみのが所有するカントリーの出荷計量機の更新の事業で、事業費903万円の2分の1の451万5,000円の補助金を出す旨の説明がありました。

月見の森管理費の月見の森枯木伐採委託料増の関係で、月見の森以外にも庭田山頂公園等の市の管理する公園はあると思うが、ほかについてはどうなっているかの質問があり、今年度、月見の森の枯れ木の調査をした結果、松を中心に多くの枯れ木があり、最近、他市において公園内の枯れ木の倒木による人身事故の事例がありましたので、主に月見の森の散策道付近の枯れ木の伐採を計画し、その他の都市公園及び庭田山頂公園に関しては職員が2カ月に1回点検をし、現在、庭田山頂公園において枯れ木があり、通行どめになっている旨の説明がありました。

また、伐採する枯れ木が何本ぐらいあって、何日ぐらいかかるか質問があり、枯れ木は210本あり、量にすると60.08立米になり、事業期間については来年3月までに行う旨の説明がありました。

次に、商工業振興費の岐阜県土地開発公社貸付金の関係で質問があり、土地開発公社に4億円を貸し付けるのであれば、せめて市民にアンケート等を実施して市民の意見を聞いては

どうかという質問があり、議会に提案させていただいて、議員の皆さんは市民を代表してみえますので議会の御承諾をいただくという旨の説明がありました。

また、再三議会の答弁で借入金の利息に関しては土地の売却価格に上乗せをして売却すると言われていたが、今回、利息が膨らんでは売却しにくいということで公社に4億円融資をするという話があるが、こういったことになった経緯について質問があり、最初に借り入れたのは平成20年12月22日で、この返済期限が平成24年3月30日になり、この3年間に借りた返済期限3月30日に一遍に来て、7億4,702万2,000円を利率1.6%で借り入れていたが、これまでの最低の利率が0.92%から1.36%の間であったが、この段階で1.6%の利率に上がり、利息を支払うために公社が借入れを繰り返すが、1.6%以上の利率を要求され、1.6%以上の利率に関しては既に公社が自己資金を充てていたが、平成27年3月31日で返済期限が来て、今この進んでいない状態で今後1.6%の利率で借入れをするのは難しいため、利息に対しての増大が耐えられなくなってきたので、今回、4億円の補正を考えさせていただいた旨の説明がありました。

さらに、いつの段階から4億円の融資の話が出てきたか質問があり、平成26年4月から公社のほうへ自己資金で返してくれないか事務レベルでお願いしていて、この6月ごろに市長と公社の理事長の話し合いがあり、そのとき公社の理事長より半々ぐらいで持ち合えないかという提案があり、その後、事務レベルで検討し、現在に至っている旨の説明がありました。

さらに、無担保で融資する理由について質問があり、第1の理由として、公社は県の機関であるので信用度があるという旨の説明がありました。

次に、総務使用料の行政財産目的外使用料の関係で職員の駐車場料金を一律1,000円徴収するが、場所指定が役職によってあるとお聞きしたが、他の市町で庁舎に近いところは高いか調べたのかとの質問があり、遠さにより駐車料金の差があるか各市町にお聞きしましたら、3市町があり、その他の市町はありませんでしたが、当然場所の指定がない場合、早い者順となると出勤ぎりぎりの職員等が限られたスペースの中で駐車場を探すのに混雑し、事故等の危険性も出てきますので、ある程度の駐車の大枠の枠組みは決めている旨の説明がありました。

また、今後の課題として、職員が利便性を保って不平不満がなく業務ができるよう要望があり、今後、検討していく旨の説明がありました。

次に、生活交通対策費のバス停設置の工事の関係でどのようなバス停を設置するか質問があり、平田庁舎がやすらぎ会館のほうへ支所として移ることから、やすらぎ会館の駐車場にバス停を設置するもので、屋根、横も囲い、シェルターのものを考えている旨の説明がありました。

議案第74号 平成26年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）の中で、施

設運営費の土地借上料の関係で3カ月分未納があったと説明されたが、いつのことかの質問があり、今までは年払いで払っていたが、会計処理上、年度で支払うようになったため、今回、3カ月分を補正させていただいているとの説明がありました。

議案第78号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてで、平成27年4月以降の平均2%と引き下げになる対象人数は何人になるか質問があり、366人ぐらいになる旨の説明がありました。

議案第79号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてで幾らぐらい上がるのかの質問があり、市長が13万1,100円、副市長が10万6,087円上がるという旨の説明がありました。

議案第83号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてで具体的にどのように変わるか質問があり、児童扶養手当があり、今までは公的年金と併用することができなかったが、この条例の改正により公的年金を支給されている方にも児童扶養手当が支給される旨の説明がありました。

続きまして、本委員会では質問として上がりませんでした。第4回定例会の初日に質問がありました岐阜県土地開発公社貸付金4億円の歳入の受け入れ先の貸付金元利収入という科目名がおかしくないかということですが、これに関しましては、地方自治法施行規則第15条の別記の中で貸付金元利収入と規定されていますので、よろしく願いをいたします。

また、駒野工業団地開発事業資金の貸付金に関する契約書の中に遅延金についての項目がない件につきましては、同契約書第1条に事業資金の貸し付けに関する取り扱いは、事業資金貸付要綱の定めによるものとし、岐阜県土地開発公社に対する公共事業資金貸付要綱の第12条に遅延金についての処理が記載されていますので、御理解をお願いいたします。

以上申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（水谷武博君） 続きまして、文教福祉委員長 永田武秀君。

○文教福祉委員長（永田武秀君） それでは、文教福祉委員会に付託されました議案の審査内容についての報告をさせていただきます。

海津市議会議長 水谷武博様、委員会審査報告書。

報告、本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順で御報告いたします。

議案第73号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第75号 平成26年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第82号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第84号 海津市留守家庭児童教室条例の全部改正について、可決

すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま報告いたしました4案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて報告いたします。

また、主な質疑として、議案第73号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会の所管に属する事項の中で、幼稚園管理費の関係で職員の異動によるマイナス補正と説明されたが、内容について詳しく説明してほしいとの質問があり、保育園費では増額し、幼稚園費で減額をしたということで、幼稚園の職員を保育園に異動させたことによる趣旨の説明がありました。

次に、歴史民俗資料館管理費の関係で展示室等薫蒸委託料について、薫蒸の委託は定期的に1年に1回行うのか、それともカビなどが発生したら行うのかと質問があり、今回の補正については、雨漏り等により1階の展示室にカビが発生しましたので、今回初めて薫蒸させていただき、収蔵庫につきましては、毎年行っている趣旨の説明がありました。

次に、債務負担行為補正の関係で、認定こども園通園バス運行委託料で委託先と石津認定こども園と高須認定こども園の委託料の内訳について質問があり、来年度についてはこれから入札をしますが、今年度はスイトタクシーに委託し、石津と高須の認定こども園の委託料の内訳については、今、資料が手元にないので後日報告する趣旨の説明がありました。

次に、学校管理費の関係で管理用備品購入費に関連して、雨の日に子どもたちが自転車を通い、髪の毛がぬれている姿をよく見かけるが、学校にドライヤー等、髪の毛を乾かす備品があるのか質問があり、学校のほうではドライヤー等は備品として用意していないが、タオルの準備や、余りにもぬれている場合は保健室で乾かすなど、できるだけ配慮をしている趣旨の説明がありました。

議案第84号 海津市留守家庭児童教室条例の全部改正についての中で、海津市留守家庭児童教室条例がついているが、その中に規則で定めるという言葉がたくさん書かれているが、その規則はどこにあるかと第7条1項2号に規則で定める定員に達している教室を希望するときの定員の目安について質問があり、規則に定めるについては、この条例の制定後、作成し、定員については規則で定めませんが、今のところ、現在の定員に準じて考えていますが、具体的に人数を言いますと、高須教室が60人、吉里教室が25人、東江教室が25人、大江教室が30人、西江教室が25人、今尾教室が55人、海西教室が35人、下多度教室が35人、城山教室が55人、石津教室が70人で今のところ設定を考えている趣旨の説明がありました。

また、規則の閲覧についての質問があり、閲覧できる趣旨の説明がありました。

さらに、第2条3項に教室の運営は他の者に委託することができる」と書いてあるが、この項目だけが書いてあるのか、既に候補があるのか質問があり、現在、シルバー人材センター

に、西江、下多度、海西教室を業務委託しているので、現状に合った形で条文を作成した趣旨の説明がありました。

また、第8条中に長期休業とあるがどういう休業か質問があり、夏休み、冬休み、春休みである趣旨の説明がありました。

また、現在の教室の人数は何人いるか質問があり、高須が47人、吉里12人、東江22人、大江24人、西江14人、今尾25人、海西11人、下多度10人、城山47人、石津56人という人数が平日での利用として登録されている趣旨の説明がありました。

さらに、指導員の配置について質問があり、30人までが2人、40人までが3人、60人までが4人、61人以上が5人という趣旨の説明がありました。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（水谷武博君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務産業建設委員会付託案件の質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 永田武秀君。

○14番（永田武秀君） 先般、今、委員長さんの報告で駒野工業団地、ページ数でいきますと、これは補正予算の15ページになるかと思えますけれども、委員長報告で大体審査の内容につきましてはよくわかりましたんですけれども、ただ、この契約書について、この上に書いてあるのでという説明で、その中身については審査をされたような報告はなかったわけでありましてけれども、ただ、その中で1点だけ、そういったことが審査されたかどうかだけお尋ねいたしたいと思います。ということは、過日の全協で配られました貸付要綱には、全て契約書（案）となっておりましたけれども、実は先般の文教福祉委員会が終了した後に、この要綱、あるいは契約書、こういったものが配付されて、「案」というのがもともと入っておったんですけれども、このときに配付されたものについては「案」が抜けておりました。したがって、こういったことについて、要するに総務産業建設委員会において審査された結果、「案」というものが取られたのか、あるいは執行部でおやりになったのかというような内容について、当然報告がありませんので、何もなければいい結構でありますけれども、そのように変わっておることがありますので、どのように審査をされたのかなあという思いがいたしておりますので、まずそれについて委員長のほうからお願いをしたいと思います。

それから、契約内容において変わったのは、私が質疑の中で申し上げた、いわゆる契約書の第3条、貸付期間については日にちをきちっと入れていただいておりますので、これについてはそのようにしていただいたんだなあというふうに思っております。それにつ

いても、こういった日にちを入れた経緯等について、要するに委員会においてそれなりの報告があったのか、あるいは日にちを入れて書類だけ配付されたのか、そのあたりについて委員長からの説明というか、どのように審査されたか、お願いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（水谷武博君） 飯田洋委員長。

○総務産業建設委員長（飯田 洋君） お答えいたします。

当初の要綱につきましては、委員会の当初に配付されまして、特に要綱の内容についての質疑応答はございませんでした。

また、2番目の貸付期間の内容につきましても、特にこの内容についての審査はございませんでしたので御報告といたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 永田武秀君。

○14番（永田武秀君） よくわかりました。ということは、この日付についても全員協議会でちょっと日にちを入れたほうがいいんじゃないかという、私も提案をさせていただいた。そのことによって執行部のほうでそういったことを検討されて、こういった日付を入れていただいたというふうに解釈してよろしいでしょうか。

委員長、それだけ、今の内容を聞けばそのとおりでと思いますので、確認の意味でお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

○議長（水谷武博君） 飯田洋委員長。

○総務産業建設委員長（飯田 洋君） 当初の委員長報告の中で全体の内容につきまして、利率、それから利率等の現在に至った内容についても詳しく御説明をいたしましたが、そのような内容で御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（水谷武博君） そのほかございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 1点だけお伺いします。今、永田議員の質問とダブってくることがあるかと思いますが、この4億円の融資の件で、委員会のほうでこの工業団地の将来の展望、また見通しというようなことの説明があったのかなかったのか。もし、あったのであれば、どのような内容の説明があったのか、お尋ねします。

○議長（水谷武博君） 飯田洋委員長。

○総務産業建設委員長（飯田 洋君） 事業の将来の見通し等については、特にその件についての質疑応答はございませんでした。

○議長（水谷武博君） そのほかございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（水谷武博君） 質疑はなしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第73号について、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

7番 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 私は、まず議案第73号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第4号）、岐阜県土地開発公社に貸し付ける4億円が計上されている予算に対しては反対をいたします。

反対理由として、まず第7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、21節貸付金として計上されている4億円は、今まで駒野工業団地開発事業に関して議員からの質問に対して市長の説明並びに答弁は、一貫して土地は公社が購入しているので公費を投入する必要もない。また、借入金に発生する金利は、土地代金に上乗せして売却するとも言ってこられました。それなのに、なぜ海津市が今、いつ戻ってくるかもわからない4億円を公社に融資しなければならないのか。本来、公社自身による借入金の全額返済、もしくは公社は県に融資をお願いするべきだと思います。市が県の土地開発公社に融資する前例はないとお話もお聞きしました。市長は、駒野工業団地は必ず完成させると言ってみえます。それならば、なおさら完成までにはまだ約11億円の債務負担行為が必要になってまいります。また、金利も発生します。駒野工業団地完成後の金利は、全て海津市の負担となってまいります。だからこそ、今回の4億円の融資はすべきものではないと思います。

市長、あなたも松永清彦個人として、またこの議案に賛成される議員各位も大きな責任を負う覚悟が必要と考えます。私は、何の担保もなく、土地が売れたら返すという4億円の融資、また将来の工業団地の展望も何ら示されていない、今回のこの融資に関して到底認めるわけにはまいりません。したがって、土地開発公社に対して融資する4億円が計上された議案第73号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第4号）には反対をします。

○議長（水谷武博君） 続きまして、8番 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 議長の許可を得ましたので、議案第73号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第4号）に反対の立場で討論を行います。

特に岐阜県土地開発公社貸付金4億円について、市民の税金で県土地開発公社に融資をすることは賛成できません。

そもそも駒野工業団地開発の事業推進資金の確保は、土地開発公社の役割、業務内容として計画が始まり、これまでの説明で主体は県土地開発公社だと述べられてきました。市税を投入することを住民投票は無理でも市民にアンケートぐらいとってもよいのではないかと尋ねても、議会は市民の代表だから必要がないという答弁でした。

しかし、これまでの説明では、利息を含め全て売却価格に乗せていく、市の税金は使わないと一貫して答えられている中で、市税で融資をするということが市民の選択にあったでしょうか。

何よりも駒野工業団地開発が平成23年度までの事業であったはずが平成26年度まで延長し、それでもなお完了の見込みがなく、さらに事業期間の延長というように見通しがありません。

今回、貸付金を出すことは最終的に市が責任をとるといふことかと尋ねても明確な答弁はありませんでした。そのような中で県土地開発公社に4億円を貸し付けるべきではないと考えております。

最後に、議員の期末手当の増は必要ないこともつけ加えまして、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（水谷武博君） そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第73号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。異議がありますので、この採決は起立によって行います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 藤田敏彦君。

○2番（藤田敏彦君） 私はこの件に関しまして退席を申し出たいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（水谷武博君） 藤田敏彦議員の退席を認めます。

〔2番 藤田敏彦君 退場〕

○議長（水谷武博君） 先ほども申し上げましたが、異議がございますので、この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（水谷武博君） 総数13名、起立者11名、賛成多数です。よって、議案第73号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

藤田敏彦君、入場してください。

[2番 藤田敏彦君 入場・着席]

○議長（水谷武博君） 次に、議案第74号から議案第77号まで討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第74号から議案第77号までの4議案につきまして、一括採決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号から議案第77号までの4議案について一括採決をいたします。

お諮りします。議案第74号から議案第77号までの4議案について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 平成26年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）、議案第75号 平成26年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第76号 平成26年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第77号 平成26年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）、以上4議案は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第78号について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

8番 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、議案第78号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

今回、若手職員の給与が平均0.3%引き上げられることは当然のことだと考えます。しかし、中間管理職以上では平成27年度以降分の給与を平均2%引き下げるということには賛成できません。

海津市のラスパイレス指数は県内の市の中でも低く、その上、引き下げの対象は7割強の人数に及ぶわけですから。経過措置として平成30年までは現在の給与を維持するということがありますが、それができるのならば、なぜ引き下げなければならないのでしょうか。

公務員は、労働者の基本であるスト権や団体交渉権などに制約のある職業です。労働基本権制約の代償機関としての人事院があるはずであり、その役割をみずから投げ捨てた人事院の勧告を完全実施する条例は認めることができないことを申し添えて、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（水谷武博君） そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第78号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決ですが、異議がございますので、この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（水谷武博君） 総数14名、起立者12名、賛成多数です。よって、議案第78号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号について討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

8番 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 議長の許可を得ましたので、議案第79号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

今回、提出議案の概要には、職員の給与改定を考慮し、市長等の期末手当の支給率の改定を行うため、条例の一部を改正するものとあります。確かに職員の勤勉手当は増額されます。しかし、基本である給与は、経過措置があるとはいえ減額となります。その条例を提出した責任者として期末手当の増額はするべきではないと考え、この条例に反対いたします。ありがとうございました。

○議長（水谷武博君） そのほか討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第79号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。異議がありますので、この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（水谷武博君） 総数14名、起立者12名、賛成多数です。よって、議案第79号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

8番 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、議案第80号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、やはりこれは特別職職員というところと同じになりますけれども、職員の給与を引き下げる条例を可決している中で、どちらかという職員さんにはきちんと手当を払い、そして4年に1度皆さんから選ばれる議員の立場としては、職員の基本の給料を下げたおいて議員が期末手当をふやすなどということはとても考えられないので、この条例案に反対をいたします。ありがとうございました。

○議長（水谷武博君） そのほか討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 私もこの堀田議員と同じ立場で反対させていただくんですけども、職員の給料を下げた自分のいただく分を上げると、これは全く私の中の常識では考えられないこと。本当にこういったことをやっておっては職員の方々には大変申しわけなく、働く意欲もひょっとしたら徐々に薄れていくのかなあと。せめて私ども議員に関しては、職員さんと同じように、引き下げは無理でも、引き上げは、これは当然見送るべきだと考えます。したがって、反対いたします。

○議長（水谷武博君） そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第80号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。異議がありますので、この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（水谷武博君） 総数14名、起立者11名、賛成多数です。よって、議案第80号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号から議案第84号までの4議案につきまして、一括採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。議案第81号から議案第84号までの4議案につきまして一括採決をいたします。

お諮りをいたします。議案第81号から議案第84号までの4議案について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について、議案第82号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第83号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第84号 海津市留守家庭児童教室条例の全部改正について、以上4議案は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議席の変更について

○議長（水谷武博君） 続きまして、日程第14、議席の変更について、会議規則第4条第3項の規定により議席の変更についてを議題といたします。

お手元に配付してあります議席一覧表のとおり変更したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議席の一覧表のとおり変更することに決定いたしました。

なお、この議席の変更については次回の議会より変更いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（水谷武博君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。これをもちまして、平成26年海津市議会第4回定例会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでございました。

（午前9時53分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 27 年 3 月 12 日

議 長 水 谷 武 博

署 名 議 員 橋 本 武 夫

署 名 議 員 松 田 芳 明